

# フィンランドのビジネス・レジスター

森 博美(法政大学経済学部)

## はじめに

1980年代から2000年代初頭にかけて、海外の政府統計機関ではビジネス・レジスターが、センサスに代わって、企業や事業所といった経済単位を調査対象とする統計調査のための母集団情報を提供する調査基盤情報として整備される。現在ではビジネス・レジスターは、多くの途上国も含めて、標本抽出のためのフレームとして本格稼働している。一方、わが国では、2007年の改正統計法(法律第53号)の第27条に「事業所母集団データベースの整備」が盛り込まれたことを契機に、ビジネス・レジスターの整備に向けての取り組みがようやく開始されたところである。

筆者がビジネス・レジスターの研究に取り組むようになったのは、イギリスの国家統計局(ONS)がその整備に取り組んできたIDBR(Inter-departmental Business Register)の存在を2000年代初頭に知ったことがその契機となっている。なお、IDBRの構造や機能については、法政大学日本統計研究所の『統計研究参考資料』No.86、2004年10月で詳しく紹介した。イギリスのIDBRを皮切りに、フランスのSIRENE(Les sources statistiques sur les entreprises)、オランダのビジネス・レジスターなどいくつかの国について、ビジネス・レジスターの整備状況、その構造や機能に関する文献研究や各国政府統計機関での担当者から直接聞き取りによる調査を実施してきた。

その過程でまず明らかになったことは、各国のビジネス・レジスターが共通して、(a)行政情報を主たる情報源としてビジネス・レジスターが整備されており、(b)それから得られる企業や事業所といった統計単位について、独自調査あるいは電話照会、ウェブや新聞等のメディア閲覧という手段によってその現状確認(これはプロファイリング(profiling)と呼ばれている)が行われ、(c)このような作業を経て母集団情報が経常的に更新され、(d)構築されたデータベースが標本調査のフレーム情報として活用されているという事実であった。これらはいずれも、統計調査に基づく統計作成といったこれまでの政府統計の在り方から捉えた場合、従来は見られなかった全く新たなタイプの統計業務である。

その一方で、各国のビジネス・レジスターの多様性もまた明らかになった。それは、各国の統計をとりまく実情の相違の反映でもある。それには、集中型・分散型といった国の統計機構の在り方だけでなく、その国の経済規模の大小、政府統計の作成にあたっての統計調査への依存度の違いなど様々な要因が関係している。好むと好まざるとにかかわらず、統計制度の存在形態がその国のいわば統計的風土によって制約される。その意味では、これからわが国で構築されることになるビジネス・レジスターも、自ずと日本型ビジネス・レジスターとならざるを得ないであろう。

わが国において持続可能な形でのビジネス・レジスターのシステム設計を行う場合、利用可能な行政情報とその情報特性、調査環境、秘密保護に対する国民の意識など、それはわが国固有の統計を取り巻く諸条件を踏まえたものでなければならない。そこでは、海外の事例はあくまでも参考情報に過ぎない。とはいえ、各国でどのような背景の下に特徴的なシステム設計が行われているかといった点に関する多様な知見は、これから具体的にシステム設計に取り組む際の有益な参考情報としての意義を持っている。

筆者は、2011年9月にフィンランド統計局において、同国のビジネス・レジスターに関するインタビュー調査を実施した。周知のように、フィンランドは、レジスター・ベースの統計システムを持つ北欧諸国に属する。その点では、今日なお統計調査が政府統計作成における主要な情報源となっているわが国とはいわば対極に位置する。また、人口約540万人、法人数も約32万と経済規模もわが国とは大きく異なる。

今回、フィンランドを調査の対象国として選定したのは、次のような事情からである。これまで筆者自ら行った調査から、イギリス、フランス、それにオランダのビジネス・レジスターの相互の位置関係がおぼろげながら浮かび上がってきた。そこでは、イギリスと比較すればフランスが、さらにこれら3か国のビジネス・レジスターの中ではオランダのそれが、行政情報の統計への活用という点で最も環境が法制度的に整備されているように思われる。オランダ人がバイキングを祖先に持つこととこのようなビジネス・レジスターの特性とを直結させるのはいかにも短絡であろう。しかし、多様な各国のビジネス・レジスターの全体的位置づけを与えるためには、オランダのビジネス・レジスターの構造や機能の中に垣間見ることのできるレジスターを基礎にした統計システムにおけるその特徴を、一方の典型としておさえておくことが、その全体像を描く際に重要であると思われる。

北欧諸国は、今日、レジスター・ベースの統計システムを持つ国として、統計の世界の中で独特な位置を占めている。そのような国でビジネス・レジスターがどのように整備され、維持更新され、利用されているかは、他の諸国におけるビジネス・レジスターの特徴を読み取るうえで、有益な比較材料、すなわち、統計調査への依存度が相対的に大きい諸国におけるビジネス・レジスターとの対比的な意味を持つ。今回、フィンランドのビジネス・レジスターを取り上げたのは、このような問題意識からである。もちろん、レジスター・ベースの統計システムとして一括されている北欧諸国においても、それぞれの国情を反映して政府統計は多様な展開をしているものと推察される。この点の検討は今後の課題としたい。

以下本稿では、まず同国におけるビジネス・レジスター整備に至る経緯を紹介し、その作成機構、ビジネス・レジスターの構成と機能、所収の統計単位、維持更新のための情報源とその特徴、収録変数、ビジネス・レジスターの利活用等について述べてみたい。

## 1. ビジネス・レジスターの整備

本節ではまず、フィンランドにおけるビジネス・レジスターの今日に至る歩みを概観しておく。

フィンランドでは、1952年に最初の経済センサスが実施された。しかし、同国における経済センサスは、1964年を最後にその後実施されていない。また、1960年代には、税務当局が取引税登録(Turnover Tax Register: TTR)の整備に着手し、1968年にはすでにビジネス・レジスターが作成されている。なお、当初のビジネス・レジスターの更新は、2年周期とされていた。なお、このビジネス・レジスターでは、取引税の徴収単位としての企業あるいは事業所に近い概念とされる地域活動単位(Local Kind of Activity Units: LKAU)が収録の統計単位として用いられていた。

1970年代には、新たに税務当局が提供する月次の賃金登録が、当初、年2回の頻度でビジネス・レジスターの更新に利用できるようになった。さらに、税務当局では、1980年代には、企業の損益勘定の登録を開始した。1984年からは全ての雇用企業が、また1989年からは、経済活動を営む全企業が、ビジネス・レジスターに収録され、更新も年次更新へと改められた。なお、1980年代後半にはビジネス・レジスターの対象範囲が公的部門にも拡張され、1985年からは中央政府の諸

機関が、また 1990 年からは地方政府の各組織が新たに単位として収録されることになった。また、1995 年には新たに企業集団 (Enterprise Group :EG) がビジネス・レジスターの収録単位として追加された。なお 1991 年には、税務当局によるビジネス ID 法が成立し、それ以降、フィンランド統計局がこの ID 発行の責任を負うこととなった。

フィンランドでは 1995 年に税制が改正され、それまでの取引税 (Turnover Tax) が廃止され、付加価値税 (VAT) が新たに導入された。この税制改正はビジネス・レジスターの作成にも影響を及ぼすことになった。すなわち、最終消費だけでなく企業間で行われる個々の経済取引がインボイスによって把握されることになり、新たに VAT データに基づき月次での取引額を統計的に把握することが可能となった。

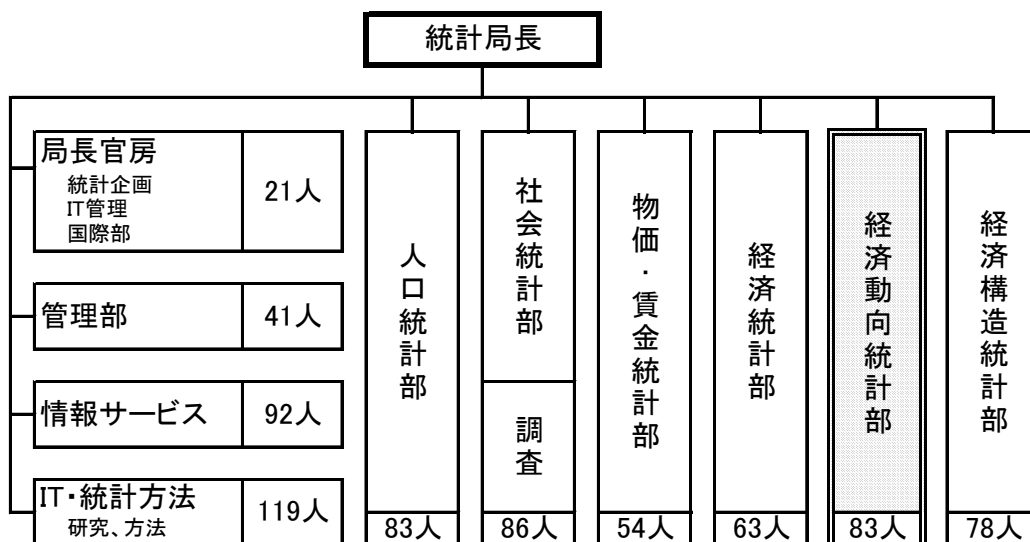
2001 年に税務当局のビジネス ID と特許登記庁 (National Board of Patents and Registration: NBPR) は、企業情報システム (Business Information System: BIS) と呼ばれる共同管理のデータベースを立ち上げ、それまで別々に付与していた ID を統合することによって統一ビジネス番号が導入された。

## 2. ビジネス・レジスターの作成機構

フィンランドでは現在 18 の政府機関や組織が政府統計を作成している。政府統計作成の中心機関が、フィンランド統計局 (Statistics Finland) である。フィンランド統計局そのものは常勤職員数が 840 人 (調査員を除く) と、わが国の政府統計組織規模と較べれば比較的小規模である。しかし、同国の人口が 500 万人である点を考慮すれば、その相対的な規模は大きいといえる。

図1に示したように、フィンランド統計局は、6つの分野別統計部門と情報サービス、研究部門、それに管理部門等からなっている。

図1 フィンランド統計局の組織構成



[出所] Tuula Viitaharju (2011b) p.7

このうち、ビジネス・レジスターは、製造業、建設業、貿易、サービス、運輸業、観光業関係の統計を所管する経済動向部に属するビジネス・レジスター課 (business register unit: BRU) が、その整備や維持更新の任務を遂行している。(図2参照)

図2 各統計部門が所管する統計

人口統計部	社会統計部	物価・賃金統計部	経済統計部	経済動向部	経済構造統計部
<ul style="list-style-type: none"> <li>人口</li> <li>・ジェンダー平等</li> <li>・人口センサス</li> <li>・死因</li> <li>・雇用</li> <li>・司法・犯罪</li> <li>・選挙</li> <li>・教育</li> <li>・建物、住居、居住条件</li> <li>・地理情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働市場</li> <li>・所得、消費</li> <li>・労働条件</li> <li>・文化、生活時間</li> <li>・成人教育</li> <li>・マスメディア、ICT利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅物価</li> <li>・消費者物価</li> <li>・国際物価比較</li> <li>・賃金・報酬、労働費用</li> <li>・生産者価格、費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民経済計算</li> <li>・金融統計</li> <li>・地方経済統計</li> <li>・農林企業財務</li> <li>・消費者調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業</li> <li>・建設業</li> <li>・貿易</li> <li>・サービス</li> <li>・運輸</li> <li>・観光</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業財務諸表</li> <li>・産業・地域別統計</li> <li>・品目別統計</li> <li>・サービス貿易</li> <li>・科学技術</li> <li>・環境</li> <li>・エネルギー</li> <li>・情報社会</li> <li>・温室ガス</li> </ul>
				<p style="text-align: center;"><b>ビジネス・レジスター課</b> (30人)</p>	

[出所] Tuula Viitaharju (2011b) p.8

ビジネス・レジスター課には現在 30 人の常勤職員が配置されている。そのうちの約半数にあたる 10-20 人は、ビジネス・レジスターのために提供あるいは独自に収集したデータのチェック、更新 (調査・行政情報のミス等のチェック) 業務に従事している。また、5 人の職員が大企業からの情報収集を担当している。企業内の構造把握などビジネス・レジスターに収録される統計単位の現状確認を行うプロファイラーは、現在 3 人に過ぎない。この他にビジネス・レジスター課には、3 人の情報サービス担当官が配置されている。

フィンランド統計局では、ビジネス・レジスターに提供される行政情報の品質は高いという認識がこれまで支配的であったことから、行政情報を含めたプロファイリングの必要性が自覚されるようになったのは比較的最近のことである。このため、数年前から試験的にプロファイリングが行われており、今後その体制が強化される見通しとのことである。なお、各業務への配置人員数は固定的ではなく、業務の閑繁を勘案して弾力的に運用されている。

### 3. ビジネス・レジスターの概念図

フィンランドのビジネス・レジスターでは、行政機関から提供される行政情報、統計調査を実施することによって得られる調査結果データ、その他民間データプロバイダー事業者等から購入するデータを用いることによって、企業や事業所等の新規開業や廃業、移転などを把握し、その結果がビジネス・レジスターに格納される。このようにして経常的に維持更新されるデータベースは、ビジネス・レジスター作成データベース (Business Register Production Database、以下 PRoDB と略称) と

呼ばれている。

PRoDB には、法人や事業所などビジネス・レジスターに収録されている統計単位の ID や所在地情報だけでなく、従業者や売上高規模など種々の変数が格納されている。このため、日常的に維持、更新されるビジネス・レジスターは、様々に利用されている。その詳細については後述するが、その機能は大きく次の二種類に区分される。(a)年次フレームとして統計調査実施のための基盤情報の提供を行う機能、(b)ビジネス・レジスター統計作成機能、がそれである。

このうち(a)調査実施のための基盤情報の提供に関してビジネス・レジスターは、サンプルフレームとしての機能を持つ。このためにフィンランド統計局では、PRoDB から月次でデータを移管することによって、ビジネス・レジスター・サービス・データベース(Business Register Service Database、以下 SeDB と略称)を作成している。

調査環境の悪化に伴う統計調査による客体把握度の低下は、長期にわたって母集団情報の提供機能を担ってきたセンサスの意義を次第に浸食することになる。このようなセンサスに代わって調査客体となる統計単位をプロファイリングという存否確認によって経常的にその把握を行うビジネス・レジスターは、資本金や従業員さらには売上高規模という統計単位の基本的な属性情報を持つことによって、標本抽出にとって必要な情報を提供することができる。

SeDB は、標本抽出に際しての標本の層別や抽出標本のローテーションといった標本の抽出方法や調査結果の母集団への復元のための乗率といった標本調査に関係する種々の情報だけでなく、絶対尺度としての母集団情報を保有することによって、欠損値や欠損レコードそのものの補定(補完)をも可能にする。またビジネス・レジスターに調査履歴情報を持たせることによって、調査が特定の客体に過度に集中しないように、いわゆる survey holiday 制度の導入によって回答負担を平準化することもできる。

ビジネス・レジスターは、種々の調査データ、行政データを個体(マイクロ)ベースでデータ統合したデータベースでもある。それは、企業や事業所といった経済単位の活動を捉える構造統計や速報統計作成のための情報源としても有効である。かつてのような周期的に実施されるセンサス結果に基づく母集団名簿の整備と異なり、ビジネス・レジスターは、日常的に維持更新される。さらにそれはいわゆる縦断型の母集団情報を提供することから、企業の新規開業や企業分割・統合、あるいは休廃業といったビジネスの動態面の把握に有効である。

ビジネス・レジスターが保有する情報に基づいて作成される統計は一般にビジネス・レジスター統計と呼ばれるが、ビジネス・レジスター統計の作成のためにフィンランド統計局では、PRoDB から年次ファイルを作成している。なお、財務諸表情報の提供に時間を要することから、ビジネス・レジスターの年次更新は 10 月末現在で行われている。

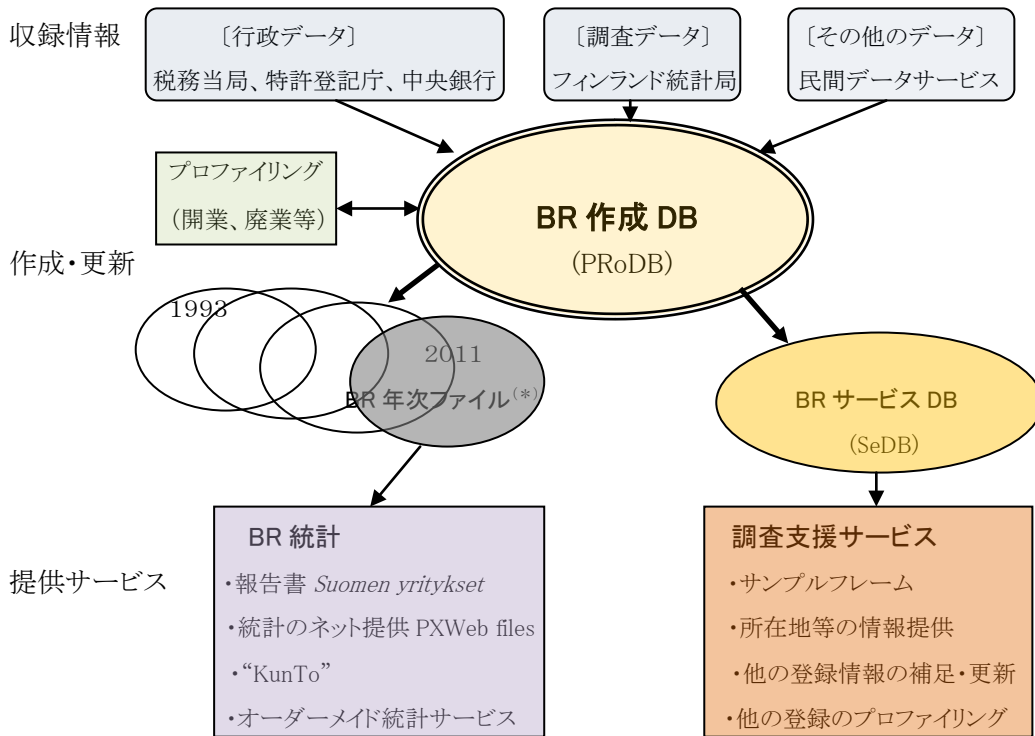
ビジネス・レジスターの年次ファイルは『統計年鑑(Suomen yritykset)』の編纂に用いられている。また、この他にも、ビジネス・レジスターが保有するデータに基づいて、四半期、さらには月次の速報統計が作成され、提供されている。

近年、EU 域内の厳しい雇用情勢の中で、雇用創出という実践的政策課題を受けて、OECD を中心に”Entrepreneurship Indicator Programme” という国際プロジェクトが進行中である。このようなプロジェクトを含め、企業の動態面に着目した企業動態分析(business demography)は、縦断面のデータベース機能をも持つビジネス・レジスターの整備、更新をその情報的基盤とすることによってはじめて成立するものである。

図3は、フィンランドにおけるビジネス・レジスター作成の情報的根拠とその機能について、

PRoDB、SeDB、それに年次ファイルの関係を含めて要約的に示したものである。

図3 フィンランドのビジネス・レジスターの情報源と機能



(\*) 対象事業所・企業:6か月以上活動し1.5人以上の雇用又は売上高9636EUR/年以上

[出所] Tuula Viitaharju (2011b) p.13, Jukka Pakola (2011b) p.7 (一部、加筆等の修正)

#### 4. ビジネス・レジスターの収録単位

欧州連合の規則 (REGULATION (EC) No 177/2008) は、その付録資料に法人 (legal unit: LeU)、企業 (enterprise: ENT)、地域単位 (local unit: LU)、企業集団 (enterprise group: EG) をビジネス・レジスターが持つべき統計単位として、各単位が持つべき変数名とともに掲げている<sup>1</sup>。なお、フィンランドのビジネス・レジスターでは、この他に地域活動単位 (the local kind-of-activity unit: LKAU) が、統計単位として追加されている<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> EU 規則第 [C] 177 号: “REGULATION (EC) No 177/2008 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 20 February 2008” は、統計目的のためのビジネス・レジスターの共通枠組みを規定している。同規則の付属文書には、ビジネス・レジスターに収録される統計単位とそれが持つべき変数一覧を掲げている。[本稿巻末の付属資料を参照]

<sup>2</sup> 「共同体の生産システムの観察と分析のための統計単位に関する 1993 年 3 月 15 日付の EU 理事会規則 (“Council Regulation (EEC) No 696/93 of 15 March 1993 on the statistical units for the observation and analysis of the production system in the Community”) には、これ以外にも、制度単位 (the institutional unit)、活動単位 (the kind-of-activity unit:

## (1) ビジネス・レジスターが保有する統計単位

### (i) 法人(LeU)

フィンランドのビジネス・レジスターにおいて中心的統計単位となっているのは法人(LeU)である。同国で経済活動を行っている原則として全ての事業体は付加価値税登録(VAT Register)が義務付けられており、付加価値税登録番号(VAT ID)を持っている<sup>3</sup>。単独事業所で事業活動を行う企業の場合、通例、法人と企業は一致するが、法人と企業とで登録の場所が異なるケースもある。また法人には公的組織やNPOなども含まれる。このため、法人は企業とは、統計単位としては、必ずしも同一ではない。

フィンランドでは毎年 3 万件前後の新規登録が税務当局に対して行われているが、これは同国における登録法人数の約 0.5%に相当する。なお、税務当局は、月次で新規登録情報をフィンランド統計局に提供している。

### (ii) 企業(ENT)

企業は最小の法人であり、資本、労働力、技術等の配置についての意思決定自主権を持ち、財貨・サービスの生産や取引を行う単位である。それは単一あるいは複数の場所で、単一あるいは複数の種類の事業活動を遂行する。多くの場合、法人と企業とは、組織単位としては同一である。他の多くのEU諸国と同様<sup>4</sup>に、フィンランドでは、企業は現在のところまだビジネス・レジスターにおける正式の統計単位とはなっておらず、目下その整備に向けての作業が進行中とのことである。

### (iii) 地域単位(LU)

特定の場所(所在地)に存在し、企業ないしはその一部を構成する統計単位が、地域単位(LU)である。作業場、工場、店舗、倉庫、事務所、鉱山、貯蔵所といったものがそれに該当する。特定の場所あるいはそこを基点として経済活動が営まれ、パート就業者も含め、当該の場所において 1 人以上の者が就労することが、地域単位の条件となる。

法人の新規登録は、最低 1 つ以上の地域単位の創設を伴う。なお、一つの法人が事業活動を行う全ての場所において地域単位は所在する。

### (iv) 企業集団(EG)

株式保有あるいは財務的結びつきによる企業の連合体は、企業集団(EG)と呼ばれる。企業集団は、複数の法人間の支配＝被支配関係構造を持つ。

企業集団の場合、生産、販売、収益に関する政策について、2 つ以上の意思決定センター(decision centers)を持つもの、財務管理や課税といった経営の特定の側面だけを集中するものなどその形態は多様である。企業集団は、グループ構成企業に関する選択権限を有する経済単位(economic entity)である。

---

KAU)、同種生産単位(the unit of homogeneous production: UHP) 地域活動単位(the local kind-of-activity unit: LKAU)、同種生産地域単位(the local unit of homogeneous production: local UHP) が掲げられていた。

<sup>3</sup> 行政組織には、これとは別に固有の識別番号が付与されている。

<sup>4</sup> EU 諸国のうち現時点で企業をビジネス・レジスターの統計単位としているのは、イギリスとオランダだけである。

企業集団の構成にあたっては、海外の Dan & Bradstreet 社や Bureau Van Dairk 社の他、フィンランド国内の信用調査会社 Suomen Asiakastieto といった内外の民間データプロバイダーが保有する情報も活用している。しかし、こういった民間のデータプロバイダーが提供する企業集団に関する情報は一般に高価であり、しかも必ずしもお互いに整合的ではない。

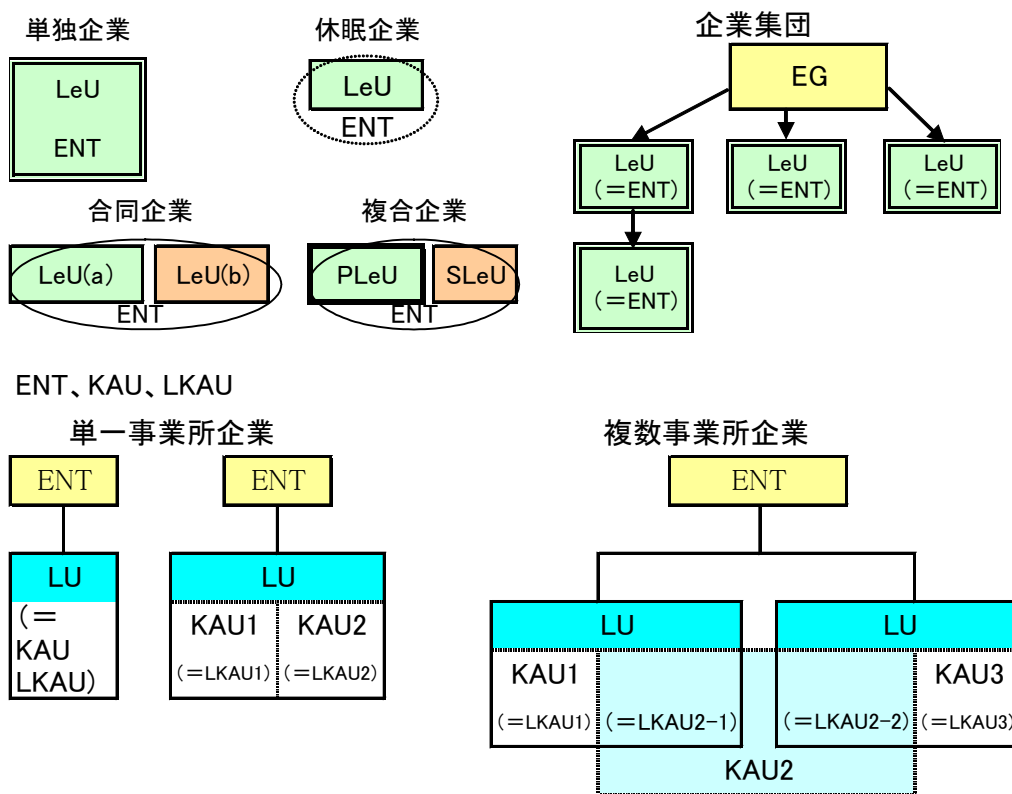
(v) 地域活動単位(LKAU)

地域活動単位は、法人を産業活動の種類(NACE5 桁レベル)という観点から区分することによって構成される統計単位である。このうち、ある特定の場所で特定のカテゴリーに属する種類の活動を行うものが地域活動単位(LKAU)である。活動中の法人は、必ず一つ以上の地域活動単位を持つ。

ところで、LKAU と同様に、事業主体の活動の種類に注目した類似概念に活動単位(a kind of activity unit: KAU)がある。なお、フィンランド統計局では、複数の場所で同一の活動を行っている経済単位を、LKAUよりは統合度の高い活動分類区分によって活動単位(KAU)に編成し、統計単位化することを検討中である。

図4は、法人、企業、地域単位、企業集団、活動単位、地域活動単位の関係を図示したものである。

図4 統計単位間の関係



EU 加盟各国は、それぞれ歴史・文化的背景、取引商慣行、法制度、さらには大企業と中小企業の比重の違いといった社会経済的背景を異にする。このため、ビジネス・レジスターに収録すべき統計単位についても、EU 規則によって一応規定はされているものの、そのいずれを中心的に整備する統計単位とするかは、国によって一様ではない。ちなみに、加盟国の大半では法人がビジネ



ス・レジスターの中心的な統計単位とされている。近年、企業さらには域内外に本部を持つ多国籍企業を含む企業集団についてもビジネス・レジスターにおける統計単位として把握することが重要な課題となっている。なお、フィンランドも含め北欧各国のビジネス・レジスターに共通する特徴として、地域活動単位(LKAU)もビジネス・レジスターに収録すべき統計単位の一つとしている点を挙げることができる。

## (2) 統計単位間の照合表

法人(LeU)と地域単位(LU)、地域単位(LU)と地域活動単位(LKAU)など、フィンランドのビジネス・レジスターで統計単位として採用されている単位については、単位相互間の照合表(relation table)が作成されている。照合表の記載は次のようなものである。例えばある法人が複数の地域単位を持つ場合、当該法人の識別番号(識別コード)に複数の地域単位番号(識別コード)が対応付けられており、各レコードは、法人と地域単位との関係の開始時点と解消時点情報を変数として持つ。なお、地域単位が当該法人との関係を維持していれば、解消時点記載カラムには NULL と表示されている。また、企業再編によってある地域単位が法人Aから分離され別の法人Bに移籍するケースも発生しうる。このような場合、法人と地域単位の照合表には、法人Aと当該地域単位のレコードには関係解消時点情報が記載され、また新たに法人Bと関連付けられた地域単位レコードが新設され、関係の開始時点情報と、関係の継続を示す NULL がそれぞれ記載されることになる。

現時点では照合表は二種類の統計単位間で作成、維持されている。この点についてフィンランド統計局では、企業集団(EG)、企業(ENT)、法人(LeU)、地域単位(LU)、地域活動単位(LKAU)にそれぞれつけた識別IDコード間の統一的な照合表の編成を今後の課題としている。

## (3) 識別コード情報付与機関

上述したように、フィンランドのビジネス・レジスターは、法人、地域単位、企業集団、それに地域活動単位を統計単位に持つ。このうち法人については、企業情報機構(BIS)が共通識別番号を付与している。なお、この共通識別番号は税務情報に基づいていることから、法人だけでなく自営事業者に対しても発行される。

フィンランドでは、銀行口座の開設を初めとして様々な様式にこの共通識別番号の記載が求められる。事業活動展開の様々な局面で共通識別番号の提示が求められることから、そのカバレッジの精度は高いと考えられる。なお、法人の合併等については特許登記庁が管理する商業登記への報告が義務付けられており、BISは法人の動態情報も把握している。

地域単位、企業集団、それに地域活動単位については、フィンランド統計局が識別番号の付与機関となっている。

## 5. ビジネス・レジスターの収録変数

ビジネス・レジスターには、収録される統計単位別に、識別番号を含む名簿情報、活動区分情報、規模情報、企業等の動態情報、その他が収録されている。表1は企業、事業所(地域単位)、企業集団レコードに収録されている主な変数を例示したものである。

表1 ビジネス・レジスター収録変数例

企業レコード	(記入)	地域単位レコード	(記入)	企業集団レコード	(記入)
企業コード	*****	事業所コード	*****	企業コード	*****
名称	〇〇	名称	〇〇	名称	〇〇
所在地	〇〇	所在地	〇〇	企業集団コード	*****
郵便番号	*****	郵便番号	*****	企業集団名	〇〇
所在地の郵便局	〇〇	所在地の郵便局	〇〇	企業集団のタイプ	〇〇
市町村コード	***	電話局番	**等	企業集団の国籍	フィンランド等
市町村名	ヘルシンキ等	電話番号	*****	企業集団のタイプ2	〇〇
産業コード	*****	所在市町村コード	***	親子等の別	親/子/孫・
産業名	ホテル等	所在市町村名	ヘルシンキ等		
法的形態コード	**	産業コード	*****		
法的形態	有限会社等	産業名	ホテル等		
言語コード	*	従業員規模コード	*		
言語名	〇〇	従業員規模	階級区分表示		
電話番号	*****	当該市区町村内の従業員数	実数		
所有者タイプコード	*	位置座標情報	*****		
所有者タイプ名	外資等				
従業員規模コード	*				
従業員規模	階級区分表示				
売上高規模コード	*				
売上高規模	階級区分表示(€)				
輸出・入者コード	*				
輸出・入業者の別	輸出者/輸入者				
従業員数	人数				
傘下事業所数	事業所数				

〔出所〕Päivi Kizywacki (2011) pp.6-7 より作成

これらの諸変数の他にもビジネス・レジスターには、統計単位によって、名簿情報としては、Fax、メールアドレスが、また規模情報としては、給与・報酬支払額が収録される。一方、動態情報としては、事業の開始/閉鎖年月日、事業の開始/閉鎖の形態、吸収/合併年月日、手放した企業/引受企業等の情報が収録される。なお、企業集団レコードには、海外子会社(FAFs)も含め、親企業とのリンク情報、株式保有率(%)も格納されている。またこれら以外にも、ビジネス・レジスターの各レコードは、ビジネス・レジスター調査の管理用変数、雇用主識別番号、VAT 登録番号、納税支払登録番号、輸出入業者番号、貿易統計申告コード等の情報を持つ。

## 6. ビジネス・レジスターの情報源

他の諸国と同様に、フィンランドのビジネス・レジスターにおいても、行政情報、調査情報、それに民間事業者が保有する情報が、その維持更新の情報源となっている。以下に、情報源のタイプ別に情報の主な特徴を紹介する。

### (1) 行政情報

#### (i) 税務情報

フィンランドのビジネス・レジスターに収録される主要な行政情報は、税務当局から提供される税務記録情報である。すでに述べたように、税務当局は、ビジネス・レジスターのデータベース骨格情報である事業体そのものの把握<sup>5</sup>に関して、事業税登録、付加価値税(VAT)登録に係る新規事

<sup>5</sup> 税務当局から提供される企業の名簿情報とは次のようなものである。

企業識別番号、所在地(郵送住所)、産業部門コード、法人の開始/停止、法的形態、法人間の関係、名称・所在地・活動開始年月日

業体情報を月次<sup>6</sup>でフィンランド統計局に提供している。この他にも税務当局は、ビジネス・レジスターのデータベース上に格納される変数データについても、事業税、源泉徴収 (Pay-as-you earn: PAYE)、VAT、その他の徴税関連情報を提供している。

税務当局が管理する事業税登録は、企業の経理データを年単位で保有しており、これからは損益勘定、B/S、さらには企業間の株式所有関係といった一連の情報が得られる。また、賃金・報酬を支払う雇用主は、社会保障納付金の給与等からの天引き義務を持つ。これを制度的根拠とする源泉徴収登録は支払賃金・報酬額および雇用者数に関する包括的な所得申告データを保有しており、これらはフィンランド統計局に対して月次で提供されている。さらに、財貨・サービスを販売した事業体は、VATの支払いが義務づけられている<sup>7</sup>。VATの税額は取引のインボイス記載情報に従って算定される。このため、徴税業務のためのVAT登録は、事業体による取引額(売上高)情報を保有することになる。フィンランドのビジネス・レジスターは、税務当局が管理するVAT登録から月次で売上高情報の提供を受けている。

これらの他にも税務当局はフィンランド統計局に対して、年間賃金データや農林事業税データを提供している。このうち前者の情報ファイルからは個人の賃金報酬額や雇用主と雇用者の関係に関する情報が得られ、後者からは農林業における年間所得額に関する情報が得られる。

税務情報は、第一回目の提供で売上高と賃金・報酬額全体の約 9 割をカバーしている。しかし、税務情報には、情報の把握時点とフィンランド統計局にそれが提供されるまでの間に、少なからずタイムラグが存在する。例えば源泉徴収登録データは、最長で把握時点から 3 週間の、また VAT 登録データは、一般に 50 日前後、最長 75 日の遅れを伴う。

この他にも税務データには、納税下限額や免税に伴うカバレッジの問題も存在する。例えば、年間売上高€8500 未満の小企業は免税扱いとなっており、保健、社会保障、宝くじや出演料なども把握対象外である。

人的記入ミスや光学読取りミスなどもあるが、概して、税務当局から提供される情報の品質は良好であるといわれている。

#### (ii) その他の行政情報

税務情報以外の行政情報としては、中央銀行が外国資本による株式の保有状況を、税関が輸出入業者登録番号と貿易申告コード情報を、また特許登記庁は、企業の合併や休業、企業集団の連結財務諸表データをフィンランド統計局に提供している。なお中央と地方政府に関しては、財務省が中央政府とその職員情報を、また地方政府年金機関は、地方政府に関するそれらの情報を提供する。

フィンランドのビジネス・レジスターでは、地域単位 (LU) や地域活動単位 (LKAU) に関する各レコードは、該当する統計単位の所在地の緯度・経度情報を保有している。この情報は、建物・住宅登録 (Buildings and Dwellings Register) からビジネス・レジスターに供給される<sup>8</sup>。なお、地域単位の敷

<sup>6</sup> それまで四半期で提供されていたが、2005 年からは月次で提供されるようになった。

<sup>7</sup> 2010 年 7 月から標準税率が 23%に引き上げられた。なお、食料品については 13%、交通費については 9%の特例税率が適用されている。

<sup>8</sup> フィンランドでは、事業用や居住用の建物の建設に際して提出が義務付けられている建築着工申請様式に所在地の緯度・経度情報の記載欄が設けられている。

地内に複数の建物が存在する場合には、位置情報は建物ごとにではなく、単一の緯度・経度情報がその地域単位に割り当てられている。

### (iii) 行政情報に固有の問題

行政情報は行政上の業務の遂行のために収集あるいはその遂行過程で作成されるものである。従って、そのような行政情報を統計目的に使用する場合、行政情報に固有な様々な問題が存在する。

レジスター・ベースの統計システムを持つフィンランドでは、行政情報の統計への活用がすでに制度化されている。このため、行政機関側で行政情報の収集に際して、ビジネス・レジスターに配慮した報告様式の修正を行うケースもないわけではない。しかし、一般にはあくまでも行政利用を主目的に行政情報は収集・作成される。このようなことから、行政事由で把握される単位(行政上の単位)と統計単位とは必ずしも一致しない。

また、概念の定義も統計基準とは非整合的である場合もありうる。行政データの場合、行政上の制度変更が概念定義の変更に直結し、頻繁な制度改正はデータの連続性を大いに損なうことになる。更に、上にも指摘したように、行政情報の場合、把握時点と実際に統計局のビジネス・レジスター課に報告が寄せられるまでの間に、少なからずタイムラグがある。これらの事情もあり、行政情報を統計目的で使用するためには、データの調整が必要な場合が少なくない。なお、行政データはフィンランド統計局に対して有料で提供される。しかし、実際に提供機関側から請求されるのは提供ファイルの編成に関する提供機関側での作業量を反映した経費であることから、必ずしも高額ではない。

## (2) ビジネス・レジスター調査情報

フィンランドは、レジスター・ベースの統計システムを持つ国のひとつとして知られている。しかしこのことは、この国の政府統計が全面的に行政情報に基づいて作成されていることを意味しない。[森(2012)]でもすでに紹介したように、同国では、大方の予想とは異なり、ビジネス・レジスターの更新のための調査を含め、多数の統計調査を実施している。

上にも述べたように、行政情報は一般に、各行政機関で計数をとりまとめ、その結果がフィンランド統計局に報告されるまでに多少の時間を必要とする。速報統計(short term statistics: STS)の作成にタイムリーな行政情報入手できない場合、統計調査を実施することによって直接データの収集を行う必要がある。

フィンランドには約 32 万の法人がある。フィンランド統計局では、このうち毎年 25000~30000 法人に対してビジネス・レジスターの情報更新のための調査(ビジネス・レジスター調査)を実施している。ビジネス・レジスター調査では、全国のトップ 2,000 社の企業内取引を、また賃金・報酬支払額についても、約 80 の活動種類別にそれを調査している。なお、フィンランドでは、50 の主要企業が、国内の全取引額の約 30%を占めている。

表2は、現在フィンランドで実施されているビジネス・レジスター調査の調査方法、調査対象(数)等を一覧的に示したものである。

表 2 ビジネス・レジスターのための主要な統計調査

調査名	調査方法	調査対象	対象数等
地域雇用統計・複数地域単 位企業調査	ネット	複数事業所企業 (KAUS, 事業所)	- 年2回(1月、2月) - 年間約5000企業 - 年間約30 000事業所
複数地域単位企業調査(BR 独自調査)	ネット	複数事業所企業	- 年1回(1月) - 年間約2 000企業 - 年間約5 000事業所
データファイル形式での複 数地域単位企業調査	秘匿処理 メール	複数事業所企業	- 約90企業 - 約8 500事業所
単独地域単位企業調査	ネット	全大企業および標本企业で所有者あるいは事業 所数に変化のあった企業	- 年間3回 - 年間約 8 000 - 9 000企業
単独地域単位企業調査	ネット	- 層化標本(1 500企業): BRの母集団の品質指標を 作成するために統計的指標に従って対象企業を 選定(小規模単独事業所企業) - 所在地あるいは産業分類が変更になったと思 われる小規模標本企业(1 500企業)	- 年間1回 - 年間約3 000企業
新設企業調査	ネット	- 規模による標本調査 - BRは税務当局から新設企業情報を入手	- 年間4回 - 年間約6 000企業
新設企業電話調査	電話	大規模新設企業	- 月次随時調査 - 年間約400企業
地域雇用統計・公共部門 調査	ネット	中央政府機関	- 年間1回 - 400の中央政府機関 - 2 000の地方組織

[出所]Jarmo Ranki (2011) 報告資料

フィンランド統計局では、ウェブによる統計調査を 2006 年に初めて導入した。2011 年からはビジネス・レジスター情報の更新のための調査を全面的にウェブ<sup>9</sup>と電話による調査に切り替えた。なお、電子調査票には、企業等のIDコード、名称、郵送先住所、所在地、産業分類コード、前年の雇用者数と売上高がプレプリントされている。

ビジネス・レジスター調査の調査回答率は、全体として、複数の地域単位を持つ企業(わが国の複数事業所企業に相当)が 93%、単独の地域単位企業(同じく、単独事業所企業)のそれが 70%である。得られた回答結果の中の 10-40%はビジネス・レジスターのデータ・ベースの更新に直ちに用いられるが、残りの 60-90%については、点検のための事務的作業が必要である。点検により適切と判定されたデータについてはバッチによりデータ・ベースに収録される。なお、ビジネス・レジスター調査は、名称、所在地、売上高、従業員数など主にビジネス・レジスターの骨格(backbone)情報を更新するための情報収集を目的に実施されている。

ビジネス・レジスター調査は、行政情報よりも良質の情報を提供することもあるが、いくつかの課題も抱えている。

フィンランド統計局のビジネス・レジスター課では、企業側の報告担当者登録(Enterprise Informant Register: EIR)が整備し、調査実施支援データベースとして常に更新している。しかし、法人や地域活動単位において内部の報告体制がどのように組織されているかについては、必ずしも十分な情報は持っていない。多数の地域単位を持つ企業の場合、各地域単位からの報告の取

<sup>9</sup> ウェブ調査実施の際には、調査客体に対して、Logon に必要な ID 情報とパスワードが、事前に郵送される。

りまとめ作業が必要となる。また、調査によっては既存の経理データからは得られない計数の報告を求めるものもある。さらに、ERPソフト<sup>10</sup>、SAP社のビジネスアプリケーションソフトウェア、Oracleに未対応の企業の場合、調査報告に際して、企業側に多大な報告負担を求める調査もある。

企業、特に報告の提出要請が集中する大企業の報告負担を軽減するために、現在、フィンランドではいくつかの方策が講じられている。まずビジネス・レジスター側の対応としては、報告担当者登録が保有する調査履歴情報の活用がある。多くの国の政府統計機関と同様、フィンランド統計局でも、調査履歴情報を用いることによって、報告負担の均等化が図られている。

第2の対応は、報告徴集者である統計局側と報告者である企業側の人的連携の強化である。フィンランド統計局では報告担当者登録を基盤情報として双方の連携関係を日常的に更新しているのに加え、地域活動単位についても報告者側の担当者<sup>11</sup>を調査別に定めている。

また、今後の課題としては、主要企業を直接訪問することによって、報告単位を確定するとともに、ERP、SAP、Oracleといったデータ管理方式を特定することで、現行のような調査ベースではなく、個々の変数ベースでデータ収集を再編成することによって企業ごとにデータの提供＝収集方式をカスタマイズすることが現在検討されている。フィンランドでは巨大複合企業は比較的限られることから、これらの企業からは直接データを収集することで、ビジネス・レジスターの主要な部分を把握するという発想がその根底にはある。

### (3) その他のデータ

フィンランドのビジネス・レジスターでは、政府の行政情報や調査から得られる情報に加えて、民間のデータプロバイダーなどが保有する情報も活用されている。

フィンランド郵便会社(National Postal Company: NPC)は、郵便配達用に住所情報を維持、更新している。同社が持つ街路名、番地、郵便番号コードといった企業への郵便配達に用いる住所情報は、ビジネス・レジスターが保有する住所記載内容の点検に使用されている。同国では住所の記載がすでに全国的に標準化されており、郵便会社の住所情報は、法人や地域単位、地域活動単位といった事業体が所在する市町村名を特定するのにも使用されている。

ヨーロッパでは、Dun & Bradstreet社やBureau van Dijk社が保有する企業情報が、企業集団レジスターの維持、更新に広く用いられている。フィンランドでは、両社に加え、国内の民間データハウスで格付け信用企業であるSuomen Asiakastieto社が保有するデータが、特許登記庁(NBPR)がビジネス・レジスターに提供する連結財務諸表情報とともに、同国における企業集団レジスター構築における主要情報として使用されている。

## 7. プロファイリングとデータの格納

### (1) プロファイリング体制の整備

フィンランドのビジネス・レジスターでは、企業情報機構(BIS)が月次で提供する法人情報が、その骨格情報となっている。しかし、BISが月次で提供する法人情報には、当該法人による地域単位

---

<sup>10</sup> Enterprise Resource Planning software の略称

<sup>11</sup> ここでの担当職員は、必ずしも報告の提出を行う直接の当事者とは限らない。

保有の有無、地域単位の数やそれらの所在地といった企業組織に関する情報は含まれていない。このためビジネス・レジスター課では、企業構造については、表2に示したようなビジネス・レジスター調査、ウェブや各種メディアの閲覧といった独自の方法で現状確認を行っている。

プロファイリングと呼ばれているこうした現状確認業務は、二つの側面からなる。その1は、地域単位や地域活動単位の存否確認であり、地域単位や地域活動単位の改廃、所在地の移転の確認といった業務がそれに含まれる。その2は、それらの活動内容の確認に関するものである。ここでは、地域単位や地域活動単位の産業分類(NACE)<sup>12</sup>あるいは制度部門(sector)による格付け、従業員数や売上高といった活動に関する属性情報の確認が行われる。なお、フィンランドのビジネス・レジスターでは、不動産業や事務管理支援といった事業所を対象とした補助的業務サービスに従事している法人は、一般にサービスを受取る顧客法人与同一の産業分類として格付けすることになっている。

フィンランド統計局での担当者からのヒアリング結果によれば、同国ではこれまで行政情報の精度に対する信頼が厚かったことから、プロファイリングが現実的課題として認識されるようになったのは比較的最近のことである。近年、フィンランドでも、規制緩和や行政予算の大幅な削減による行政取得情報の減少が、ビジネス・レジスターの整備や品質の確保という点で問題視されつつある。調査回収率の低下とともに、こういった行政情報の質の劣化は、ビジネス・レジスターの整備当事者に対して、プロファイリングの必要性を提起しているとのことである。このような中でフィンランド統計局では、経済動向部内に企業調整官(Business Coordinator)を配置し、特に企業組織が複雑な大規模複合企業の現状確認を、電話、Eメール、さらには直接訪問によって実施するという体制を整備しつつある。

## (2) 収集データの点検と格納

ビジネス・レジスターに提供される情報の中には欠損値、他の統計との整合性を欠くデータ、さらには税込と税別のデータの混在といったようなケースも少なからず含まれる。このため、ビジネス・レジスターの更新にあたっては、その点検作業が所管部門の主要な業務となる。フィンランドのビジネス・レジスターでは、従業者数が欠損値となっている場合、賃金・報酬支払いデータを用いて回帰推定することで補定が行われている。

データの点検によるビジネス・レジスターの更新については、更新される情報源の種類、変数、統計単位に従って数百の手順が策定されており、その多くの作業が独自に開発したアプリケーションプログラムによってすでに自動化されている。しかしながら、実際には論理エラーをはじめ、種々の原因でこのアプリが適切に処理しきれないケースが発生しうる。このような場合にデータはエラーバッファファイルに一時的に格納される。当該企業への照会も含め、規模の大きい単位から順次、手作業によるプロファイリングを経てビジネス・レジスターに格納処理される。

---

<sup>12</sup> NACE(Nomenclature statistique des activités économiques dans la Communauté européenne)「欧州共同体における経済活動の統計的分類」の略称

## 8. ビジネス・レジスターの利用

### (1) 調査インフラとしての利用

ビジネス・レジスターの作成データベース(Production Register DB: PRoDB)から作られるサービスデータベース(Service DB: SeDB)は、サンプルフレーム(標本抽出枠)として、フィンランド統計局が実施する統計調査の母集団情報を提供する(図3参照)。フレームとしての機能を果たすことができるように PRoDB は、調査対象となる統計単位ならびに産業分類(NACE)、従業員や売上高規模といった層化情報を保有している。

ビジネス・レジスターは、個体レコードから構成されるデータベースである。しかもその中には営業上の秘密事項に属する変数(sensitive variables)も含んでいる。PRoDB に係る秘匿性の担保ならびに整合的な更新業務の遂行のために、PRoDB へのアクセスは、経済動向部のビジネス・レジスター課職員だけにしか認められていない。一方、PRoDB から作成される SeDB については、所定の手続により許可を受ければ、フィンランド統計局の職員であれば誰でもオンラインないしバッチでアクセスすることができる。なお、このデータベースにはメタデータ情報サービスが付帯されており、利用者はデータの品質、更新スケジュールに関する情報さらには変数それ自体や処理方式についての説明情報を入手できる。

経済動向部ビジネス・レジスター課では、同部自らが実施しているビジネス・レジスター調査のために SeDB をフレーム情報として対象標本の抽出を行っている。一方、標本調査の実施を計画しているフィンランド統計局の他の部門に対しては、現在のところ同課は同様のサービスを提供してはいない。調査実施部門は、調査実施に関する申請、承認手続きを経た上で同課から SeDB そのものの提供を受け、自ら対象標本を抽出する仕組みになっている。なお、ビジネス・レジスター課から提供される SeDB は有料である。しかし、この場合も同課は申請部門に対して、ファイルの作成費相当額を経費として請求するだけである。また、SeDB の提供を受けた調査実施機関では、調査業務終了後、ファイルを削除することが義務付けられている。

フィンランドの統計システムは完全な一極集中型ではなく、統計局以外にも政府統計の作成を行う機関が複数存在[森(2011)]する。統計局外の調査実施者についてはフレームとして SeDB を使用できる体制には現在のところまだなっていないが、フィンランド統計局では将来は外部機関へのフレーム情報の提供を構想している。

### (2) ビジネス・レジスターに基づく統計作成

ビジネス・レジスターは、標本調査のためのフレームとして他の統計調査実施の支援機能を持つと共に、それ自体が保有するデータに基づいた統計作成機能も保有している。このようにして作成される統計は一般にビジネス・レジスター統計と呼ばれる。ビジネス・レジスター統計には、他の統計調査と同様に、構造統計と速報統計とがある。

#### (i) 構造統計

構造統計は PRoDB から年 1 回の頻度で定期的に更新される年次ファイルに基づいて作成される。年次ファイルは更新作業完了後 1 か月以内にフィンランド銀行に提供されているほか、それから作成される統計は、『企業・事業所年報』(*Suomen yritykset*)として公刊され、ウェブ提供も行われている。なお、年次ファイルに収録されているのは、6 ヶ月以上活動し 1.5 人以上の雇用者または年間売上高 96.36€以上の企業・事業所のみである。



## (ii) 速報統計

売上高のうち商品取引データは、速報が 45 日後、確報が 75 日後、といったスケジュールで公表されている。一方、サービス取引データについては、確報が 75 日後に公表される。フィンランド統計局以外の省庁が作成している製造業と建設業に関する速報データは、75 日後の公表となっている。なお、このような統計の公表とは別に、欧州標本(European sample)に指定されている品目<sup>13</sup>については、商品取引速報データが 30 日後、サービス取引速報データが 45 日後にEurostatに提供されている。一国全体の支払い賃金・報酬額データは 45 日後に公表される。

企業の開廃業状況に関する集計結果については、四半期ごとにビジネス・レジスターのデータに基づいて作成、公表され、それは企業動態統計としてEurostatにも定期的に報告されている。この他にも、フィンランド銀行と税務当局に対しては、月次で速報データ(short term statistics: STS)が提供されている。なお、OECD が Entrepreneurship Indicator Programme (EIP)との関連で提唱しているガゼル(Gazell)と呼ばれる急成長企業に関する統計も、現在フィンランド統計局において策定に取り組んでいるとのことである。

## (3) 対外部利用者サービス

### (i) オーダーメイドデータ処理サービス

前掲の図 3 にも示されているように、ビジネス・レジスターの PRoDB から作られる年次ファイルは、オーダーメイド統計サービス(tailored service)という方式によって、フィンランドにおけるビジネスの動向等の分析のために、局外の利用者、すなわち、他省庁、地方自治体、各種業界団体、企業や研究者等にも広く提供されている。

フィンランド統計局がこの方式によるビジネス・レジスターデータの加工処理を受託する変数としては、売上高、輸出入額、賃金・報酬額、従業員数といったものがある。オーダーメイドデータ処理サービスの対象となるこれらの変数については、月次、四半期、そして年次での更新データを持つ。なお、データの加工処理にあたっては、例えば集計表の作成の場合、地域区分は全国 6 区分(州レベル)と 20 区分(県レベル)、また産業分類については NACE による 700 区分による作表が可能である。この他にもフィンランド統計局では、年次ファイルによる企業集団別の集計依頼も受託している。

### (ii) 企業等に関する基礎情報の公開

フィンランドでは、ビジネス・レジスターが保有し恒常的に更新している情報の一部、特に企業等の識別番号、所在地、従業員数といった基礎的的属性情報<sup>14</sup>については、企業等に関するデータの

---

<sup>13</sup> EU とユーロ圏では、域内の加盟国について必要な統計を時宜的に整備する目的で、欧州標本企画 (European sample scheme: ESS) が作られている。このうち速報統計に関する ESS は、2005 年 7 月 6 日付の規則第 1158 号で、その施行細則は、2007 年 6 月 14 日の規則第 657 号に規定されている。(http://epp.eurostat.ec.europa.eu/statistics\_explained/index.php/Glossary:European\_sample\_scheme\_(ESS) 参照)

<sup>14</sup> 公表が義務付けられた情報

#### (i) 雇用主、自営業者、企業、機関

- ①事業識別番号、その有効期間、法的形態、名称、産業、言語コード、現在地及び郵便住所、公開の連絡先情報、②所有者のタイプ、③所在地と活動の場所、④売上高の階級区分、⑤総

取り扱いを規定した 2004 年統計法第 18 条を根拠規定として公開され、同国における社会共通の情報インフラとして一般の利用に供されている。

### (iii) リサーチラボ

(ii) で紹介したように、フィンランドでは企業等に関する基礎的属性情報の一部の変数は公表されている。とはいえ、フィンランドのビジネス・レジスターが保有する企業や事業所に関する情報の中には、それぞれの事業活動と深く結びついた事業者にとって営業上の秘密に属する情報 (sensitive data) も当然ながら含まれている。周知のように、個人や世帯統計については、カテゴリーの統合、トップ(ボトム)コーディング、スワッピング、丸めや誤差の付加といった様々な匿名化措置を施した匿名標本データ(いわゆるマイクロデータ)が作成され、研究あるいは民間での営利目的での使用に供されている。こういった個人や世帯データの匿名化に有効な種々の技法も、企業データの匿名化には必ずしも有効ではない。

そこで、ビジネス・レジスターが保有する個人情報について、利用ニーズへの対応と秘匿性の確保との両立を図る制度的仕組みとして、フィンランド統計局では局内にリサーチラボ (research laboratory: RL) と呼ばれる施設を開設している。所定の手続きを経て利用が承認された利用者は、統計局内 (in house) で、しかも限定された変数についてのみその使用が認められている。

## 9. 今後に向けての課題

フィンランドでは、統計調査データだけでなく行政情報についても共通識別番号が付与されている。そのため、調査結果あるいは行政機関から新たに提供される個体レコードは、ビジネス・レジスター内の既存のレコードと容易にしかも高い確度で紐づけることができる。統計局内でも、例えば産業分類を所管する NACE 部門と制度部門担当グループとは密接な連携関係を維持している。

ビジネス・レジスター課では、特に大規模複合企業を中心に、報告側の担当者 (contact person) との照会業務に従事する局側の担当者 (business coordinators) を決め、日常の業務にあたっているほか、調査実施のたびに企業報告者登録 (Enterprise Informant Register: EIR) を常に維持更新している。この ERR には、報告側の担当者名のほか、電話、Fax、Eメールといった調査や照会に必要な様々な連絡情報が格納されている。

フィンランドでは 2014 年からの供用開始を目指して、ビジネス・レジスターを基盤データベースに持つ政府統計のアーカイビングシステムの構築に向けてのプロジェクトが目下進行中である。ビジネス・レジスター・データウェアハウス (BR data Warehouse) 計画がそれである。データウェアハウスでは、各統計単位に付与されたユニークな識別番号をリンクキー変数として、統計調査や行政機関から提供される個体レコードが相互に個体ベースで統合されることになる。ビジネス・レジスターを識別番号をリンクキーとするリレーショナルなデータベースとしてデータウェアハウスを設計する

---

従業者数と市町村別の従業者数、⑥貿易への従事の有無、⑦VAT支払い義務、雇用主の活動、源泉所得税登録、⑧(企業集団の場合には) 集団との関係

### (ii) 地域単位 (事業所)

①事業所識別番号、②活動の期間、③名称、④産業分類、⑤所在地、⑥公開の連絡先情報

ことで、フィンランドにおける政府統計データのアーカイビングシステムは、新たなデータ統合 (data integration) の段階へと歩みを進めることになる。

大半の場合、統計単位としての法人と企業とは事実上一致する。しかし、所有に基づく法人概念と支配関係に基づく企業概念とは、本来異質なものである。フィンランドではこれまで法人がビジネス・レジスターの中心的な統計単位として扱われてきており、企業という統計単位は、いまだ構築途上にある。この点についても、データウェアハウスが稼働開始予定年である 2014 年までに、企業を正式な統計単位として採用できるための作業が現在、統計局内で進行中とのことである。

ビジネス・レジスターについては、他にもいくつか課題が残されているが、その一つが、市町村といった地方政府組織に関する組織的な情報収集体制の構築である。また、企業集団との関連では、多国籍企業のプロファイリングによる欧州企業集団レジスター (European enterprise group register: EGR) の構築や国境によって分断された企業 (Truncated enterprise) をビジネス・レジスターにどう取り込んでいくかといった課題が残されている。

## むすび

レジスター・ベースの統計システムを持つフィンランドでは、税務当局と特許登記庁が共同管理する企業情報システム (BIS) が提供する法人情報を中心的統計単位として、ビジネス・レジスターが構築され、維持更新されている。

BIS が月次でビジネス・レジスター課に提供する法人登録情報は、VAT ならびに源泉徴収所得税情報に基づいて作成されることから、制度的に適用対象外となる事業体を除き、自営事業者も含めて包括的にカバーしている。そのため同国では、法人という統計単位の存否それ自体の確認に係る現状確認業務 (プロファイリング) は、基本的に不要である。

その一方で、BIS が提供する法人登録情報は法人内の組織に関する情報を保有していないという点で、ビジネス・レジスター構築への利用面で本質的な情報制約を持っている。特に複数の地域単位を持つ法人については、それぞれの所在や開廃等の確認が、ビジネス・レジスターの維持更新のためには不可欠の作業となる。ビジネス・レジスター課では、これらの確認作業に必要な情報を、ビジネス・レジスター調査、ウェブやメディアの閲覧、電話やメールによる照会によって収集している。世界各国の政府統計システムを鳥瞰した場合、フィンランドは一般に、レジスター・ベースの統計システムを持つ国の一つとして類別される。このようなフィンランドにおいて、行政情報を補完する目的で、ビジネス・レジスターの維持更新のために多くの調査が実施されていることが、今回の考察から明らかになった。

企業や地域単位 (事業所) といった経済主体が展開する事業は、NACE 等の統計分類のレベルにもよるが、必ずしも 1 種類とは限らない。大分類→中分類→小分類→細分類といった位階的分類が細分されるに従って、複数の異なる分類に格付けされる事業を同一の企業あるいは地域単位 (事業所) において営む主体が卓越することになる。

複数の産業部門にまたがる事業に従事している企業や地域単位 (事業所) について、これまで統計では、売上高 (取引額) 等が最も大きい部門に産業分類上は格付けされてきた。細分類から小分類、中分類、大分類へと産業分類のレベルが統合される過程で、各企業は相対的にシェアの大きな活動が属する産業部門にその全活動が帰属処理されることになる。このような積み上げ結果は、品目別集計と産業別集計との結果数字の乖離に見られるような、統計的反映結果を作り出し

てきた。

支配概念である企業といういわばトップダウン方式での把握ではなく、企業や事業所において展開されている活動の産業分類的な意味での種類 (activities) の側面に注目し、いわばボトムアップ方式で統計を再構成するのが活動種類による統計単位の設定である。フィンランドのビジネス・レジスターでは、地域活動単位 (LKAU) を原初的な統計単位として設定し、それからデータ処理によって事後的にある種同様な活動を行う単位として (a Kind of Activity Unit: KAU) を編成するとしている。上述したような産業格付けに係る統計の宿命のとも思われる問題を直視し、実態を統計技術的に最大限可能な範囲で反映した統計の作成を data integration によって実現するという発想が、地域活動単位 (LKAU)、さらにはそれを踏まえて想定されている活動単位 (KAU) その背景にはある。

統計技術的に既存の情報から KAU をどのように構成するかについては、今後検討すべき多くの課題が残されている。しかし将来、企業や地域単位 (事業所) を一度地域活動単位 (LKAU) に解体しその活動そのものの種類という観点から再構成することが仮にできるとすれば、このようにして作成される統計は、より精度の高い GDP 統計の推計だけでなく、部門別の生産性の適正な比較評価にとっても、不可欠の要件と考えられる。その意味では、企業や事業所といった経済活動主体をどのようにビジネス・レジスターにおける統計単位として位置付け、今後それらの体系化、相互連関をどう図っていくかについて、フィンランドにおけるビジネス・レジスターの取り組みは、多様な統計編成を可能にするデータの置き方そのものについての重要な検討課題をわれわれに提起しているように思われる。

#### 〔参考文献〕

- 森 博美(2012)「レジスター・ベースの統計システム下の統計調査」経済統計学会政府統計研究部会ニュースレター No.16
- Antti Santaharju (2011), "The Importance of the Enterprise Group register as an Integral Part of the Business Register of Statistics Finland."
- Jaakko Salmela (2011), "Linking administrative and survey data – employment variable for enterprise and establishments in Finnish Business Register."
- Jarmo Ranki (2011), "Data Collection, Sources, Channels and Methodologies, Data Checks, Data Control and Data Validation Methodologies of Business Register in Statistics Finland."
- Jukka Pakola (2011a), "Handling of Mergers."
- Jukka Pakola (2011b), "The Use of BR: Statistics and Sampling Frame."
- Jukka Pakola (2011c), "Design and Creation of Statistical Units in Business Registers vs. EU Regulations."
- Jukka Pakola (2012), "Business Register in Finland."
- Marko Tuomiaro (2011), "Development of Questionnaire Sets to Big Corporations, responding to Numerous Inquiries."
- Marko Tuomiaro (2012), "The Euro Groups Register."
- Päivi Kizywacki (2011), "The Use of Business Register for Providing Chargeable

Services.”

Rina Tammisto (2011),”Geographic Information System (GIS), Use of Spatial Data in Statistics Finland.”

Sami Saarikivi (2011),”Revision Project of the Business Register (BR) and Business Statistics in 2009-2014.”

Tarja Hatakka (2011),#Profiling and Work with Large Enterprises.”

Tuula Hausmann (2011),”Statistics Finland and Co-ordination and Co-operation with External Stakeholders.”

Tuula Viitahaju (2011a),”New trends in Developing Business Registers.”

Tuula Viitaharju (2011b),”Business Register in Finland.”

Tuula Viitaharju (2011c),”Co-operation Between Statistics Finland and Administrative Data Providers – case: Tax Authority.”

〔謝辞〕

本稿は、2011年9月5日～7日にフィンランド統計局(経済動向部)において実施した調査の席上配布された各資料(参考文献参照)と当日の各説明担当官との質疑、さらには2012年1月31日に日本統計研究所が開催した第1回国際ワークショップ「ビジネス・レジスターの新たな挑戦-北欧諸国の事例」における報告者との質疑に基づいている。フィンランド統計局経済動向部ビジネス・レジスター課の上席統計官諸氏、とりわけ Jukka T. Pakola と Marko T. Tuomiaro 両氏にこの場でお礼を申し述べておきたい。

本論文は、平成23年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究B「政府統計データのアーカイビングシステムの構造と機能に関する国際比較研究」(課題番号22330070)ならびに挑戦的萌芽研究「GPS情報の活用による公的統計の新たな展開可能性に関する多角的研究」(課題番号40105854)による研究成果の一部である。

〔初出〕本稿は、『オケーショナルペーパー』(法政大学日本統計研究所) No.31 2012年3月を再掲したものである。

【付属資料】

“REGULATION (EC) No 177/2008 OF THE EUROPEAN PARLAMENT AND OF THE COUNCIL of 20 February 2008”に掲げられた統計単位別の変数一覧

([O] は任意変数、[C] は条件付き変数であることを示す)

1. 法人

〔識別情報〕

- 1.1. 法人識別番号
- 1.2a. 名称
- 1.2b. 最も詳細な所在地（郵便コードを含む）
- 1.2c. [O] 電話・Fax 番号、e-メールアドレス、データの電子収集許可情報
- 1.3. 付加価値税登録番号又はそれが不在の場合は他の行政識別番号

〔動態特性情報〕

- 1.4. 法人設立年月日又は事業活動を営む自然人としての公式承認年月日
- 1.5. 法人が 3.3 に記載された企業の一部であることをやめた年月日

〔経済的/制度的情報〕

- 1.6. 法的形態

〔他登録とのリンク情報〕

法人が記載され統計目的のために使用できる情報を持つ関係登録情報

- 1.7a. 欧州共同体規則 No 638/2004 (1)に基づく域内事業者登録情報、関税ファイル又は域外事業者登録情報
- 1.7b. [O] 貸借対照表情報（公表義務事業者）及び貿易収支ないし対外直接投資登録情報及び農業事業者登録

＜企業集団に属する法人に追加的に求められる変数＞

〔企業集団とのリンク情報〕

- 1.8. その単位が属する全居住企業集団/境域で分断された企業集団の識別番号
- 1.9. 全居住企業集団/境域で分断された企業集団への加入日
- 1.10. 全居住企業集団/境域で分断された企業集団からの離脱日

〔単位管理情報〕

居住法人の支配関係はトップダウン方式(1.11a)又はボトムアップ方式 (1.11b)で記載。直接又は間接支配という第 1 次関係だけが各単位について記載（これらを組み合わせることで全ての支配関係が得られる）

- 1.11a. その法人によって支配されている居住法人の識別番号（複数）
- 1.11b. その法人を支配している居住法人の識別番号
- 1.12a. その法人が支配している非居住法人の登録国、識別番号、名称および所在地
- 1.12b. [C] その法人が支配している非居住法人の VAT 登録番号
- 1.13a. その法人が支配している非居住法人の登録国、識別番号、名称および所在地
- 1.13b. [C] その法人を支配している非居住法人の VAT 登録番号

〔単位所有関係情報〕

[C] 居住法人の所有はトップダウン方式(1.14a)又はボトムアップ方式(1.14b)で記載情報の記載と株保有の閾値は、行政情報の利用可能性に依存。推奨されている閾値

は、直接所有の10%以上。

1.14a. [C] その法人が所有する居住法人の(a)識別番号および(b)株式保有(%)

1.14b. [C] その法人が所有する居住法人の(a)識別番号および(b)株式保有(%)

1.15. [C] その法人が所有する非居住法人の(a)登録国、(b)識別番号又は名称、所在地、およびVAT登録番号および(c)株式保有(%)

1.16. [C] その法人を所有する非居住法人の(a)登録国、(b)識別番号又は名称、所在地、およびVAT登録番号および(c)株式保有(%)

## 2.地域単位

### 〔識別情報〕

2.1. 地域単位識別番号

2.2a. 名称

2.2b. 最も詳細な所在地（郵便コードを含む）

2.2c. [O] 電話・Fax番号、eメールアドレス、データの電子収集許可情報

2.3. その地域単位が所属する企業(3.1)の識別番号

### 〔動態特性情報〕

2.4. 活動の開始日

2.5. 活動の最終的停止日

### 〔経済的/制度的情報〕

2.6. 主活動コード（NACE 4桁レベル）

2.7. [C] （もしある場合には）二次的活動（NACE 4桁レベル）これは調査対象となった地域単位のみ

2.8. [O] それが属する企業の副次的活動として地域単位が行う活動の有無

2.9. 雇用者数

2.10a. 雇用数

2.10b. [O] フルタイム換算雇用数

2.11. 地理的位置（緯度経度情報）

### 〔他登録とのリンク情報〕

2.12. [C] （関係する登録が存在する場合）地域単位が記載され統計目的のために使用できる情報を持つ関係登録情報

## 3. 企業

### 〔識別情報〕

3.1. 企業識別番号

3.2a. 名称

3.2b. [O] 郵便住所、eメールアドレス、URL

3.3. その企業を構成する法人の識別番号

### 〔動態特性情報〕

3.4. 活動開始日

3.5. 活動の最終的停止日

### 〔経済的/制度的情報〕

3.6. 主活動コード（NACE 4桁レベル）

3.7. **[C]** (もしある場合には) 二次的活動 (NACE 4 桁レベル) これは調査対象となった企業のみ

3.8. 雇用者数

3.9a. 雇用数

3.9b. **[O]** フルタイム換算雇用数

3.10a. 3.10b に規定された以外の売上高

3.10b. **[O]** 農林水産狩猟業、公務、防衛、義務的社会保障、雇用者を持つ家計および域外組織の売上高

3.11. 欧州勘定体系による制度部門とその副次部門

< 企業集団に属する企業に関する追加収集情報 >

**[企業集団とのリンク情報]**

3.12. 企業が所属する全居住企業集団/境域で分断された企業集団(4.1)の識別番号

#### **4.企業集団**

**[識別情報]**

4.1. 全居住企業集団/境域で分断された企業集団の識別番号

4.2a. 全居住企業集団/境域で分断された企業集団の名称

4.2b. **[O]** 居住企業集団/境域で分断された本部の郵便住所、e-メールアドレス、URL

4.3. 全居住企業集団/境域で分断された企業集団本部の条件付識別番号 (居住企業集団本部である法人の識別番号と同じ)

支配単位が事業活動に従事していない自然人である場合には条件付き (**[C]**) (記載は利用可能な行政情報に依存)

4.4. 企業集団のタイプ

1. 全て居住企業

2. 居住企業が支配する境域で分断された企業集団

3. 非居住企業が支配する境域で分断された企業集団

**[動態特性情報]**

4.5. 全居住企業集団/境域で分断された企業集団結成日

4.6. 全居住企業集団/境域で分断された企業集団の解散日

**[経済的/制度的情報]**

4.7. 全居住企業集団/境域で分断された企業集団主活動コード (NACE 2 桁レベル)

4.8. **[O]** 全居住企業集団/境域で分断された企業集団の二次的活動 (NACE 2 桁レベル)

4.9. 全居住企業集団/境域で分断された企業集団の雇用者数

4.10. **[O]** 連結売上高

< 多国籍企業集団についての追加収集情報 (4.4 のタイプ 2 および 3) >

第 11 条に規定された多国籍企業集団の情報が報告されるまでの間は、4.11 および 4.12a の記載は任意 (**[O]**)

**[識別情報]**

4.11. 世界企業集団の識別番号

4.12a. 世界の企業集団名称



- 4.12b. **[O]** 世界の企業集団本部の登録国、郵便住所、e-メールアドレス、URL
- 4.13a. 企業集団本部が居住者の場合、世界の本部識別番号(企業集団本部である法人の識別番号と同じ)。企業集団本部が非居住者の場合はその登録国。
- 4.13b. **[O]** (非居住企業集団の場合) 世界の集団組織の識別番号、名称、所在地

**[経済的/制度的情報]**

- 4.14. **[O]** 世界の雇用者数
- 4.15. **[O]** 世界の総売高
- 4.16. **[O]** 世界の意思決定センターの所在国
- 4.17. **[O]** 企業と地域単位が所在する国 (複数)